

内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府入札等監視委員会

第19回会議議事概要

開催日及び場所	第19回会議 平成25年7月2日(火) 内閣府5階特別会議室
委員	委員長 國廣 正 (弁護士) 委員 今井 猛嘉 (法政大学大学院法務研究科教授) 委員 小林 麻理 (早稲田大学大学院公共経営研究科教授) 委員 長岡 美奈 (公認会計士) 委員 寺田 麻佑 (国際基督教大学教養学部法学・公共政策デパートメント准教授)
議事	○ 平成24年度 第3・4四半期の契約に係る審議 ○ その他

○平成24年度 第4四半期の契約に係る審議	
審議対象期間	平成24年10月1日～平成25年3月31日
対象案件の説明	<p>○ 対象期間における契約の全体(内閣官房42件・内閣法制局3件・内閣府188件)について事務局から説明</p> <p>○ 審議案件の抽出の考え方について当番委員から説明</p> <p>抽出にあたっての関心事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画競争の案件について、企画競争説明書に記載した支払いの上限額の積算根拠</li> <li>・1者応札の案件について、入札参加資格等が適切に設定されているかどうか</li> <li>・落札率が低い案件について、業務が適切に履行されているかどうか</li> </ul> <p>を確認する。</p> <p>さらに以下の観点から各案件を絞込み</p>
審議抽出案件	3件
【随意契約】 企画競争	<p>(官)1件 (関心事項) 企画競争説明書に記載した支払いの上限額をどのように積算したのかを確認する。</p> <p>契約件名：政府CIO室における政府情報システム刷新のための業務等支援 契約相手：株式会社三菱総合研究所 契約金額：14,910,000円 契約日：平成24年11月5日 担当部局：内閣官房副長官補室</p>
【競争入札】 最低価格落札方式	<p>(府)1件 (関心事項) 入札参加資格が適切に設定されているか、入札に参加しにくい要件はなかったかを確認する。</p> <p>契約件名：日本学術会議庁舎改修工事等 契約相手：株式会社第一ヒューテック 契約金額：9,975,000円 契約日：平成25年2月27日 担当部局：日本学術会議事務局</p>

<p>【競争入札】 総合評価落札方式</p>	<p>(府) 1件 (関心事項) 落札率が低い案件について、業務が適切に履行されているかどうかを確認する。</p>	<p>契約件名：政府中枢機能の代替拠点等に係る基礎的調査業務          契約相手：株式会社富士通総研          契約金額：3,980,000円          契約日：平成25年1月23日          担当部局：内閣府政策統括官（防災担当）</p>
<p>委員からの意見・質問 それに対する回答等</p>	<p>別紙のとおり</p>	
<p>委員会による意見の 具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	

別紙

意見・質問	回答
<b>1 政府CIO室における政府情報システム刷新のための業務等支援</b>	
予定価格調書の金額は、企画競争が終わって業者が出してきた金額をもとに決めている金額のため必ずイコールとなるので、あまり意味がないということか。	必ずイコールというわけではなく、本件の場合は企画提案を提出した業者の中から1社が選定され、その見積りの内容について詳細に確認した上で折り合いのついた金額、価格交渉の結果の金額を予定価格としている。
公募公告の金額に対して、良心的な業者であればもっと安くなるかもしれないが、基本的には公告に書かれた金額ぎりぎりの見積もりを出してくるということか。	そのとおり。その金額を上限として内容を提案していただくという形である。
公募公告に書かれた金額の上限はどのように決めたのか。	見積もりを複数社からとり、その金額を参考値として予算も勘案したうえで、上限額として設定した。
その金額設定は適正だったか。	1社しか来なかったり、不落になったりせず、複数社から応募があったことから、相応の金額であったと思う。

## 2 日本学術会議庁舎改修工事等

履行証明を満たす業者はどれぐらいいるか。	入札公告をした際に、この条件をクリアできる業者が提出してくると理解している。
1社の応札ということは、履行条件が厳しかったため応札できなかったのではないか。	そうではないと思う。
入札に参加する社をなるべく多く確保する、対象事業者が多くなるようにするため、縛りをあまりかけない方が良いのではないか。	今後どういう形が一番好ましいか、業者が参加できる条件を検討したい。

### 3 政府中枢機能の代替拠点等に係る基礎的調査業務

<p>総合評価落札方式の仕組み自体でしようがないかもしれないが、技術点が低くても価格をすごく低くすれば絶対に勝ってしまう仕組みはどうか。</p>	<p>技術的要素、一定の知見、ノウハウを持っている社を選ぶ必要があるため総合評価落札方式を採用した。</p>
<p>総合評価であり、こういう参入を防げないとしたら仕方ないが、低価格で入札することは形式的には競争だが、実質的には将来的な競争を排除する効果を持つ場合どうするか。知らない業者が入ってきたらどうするかということについては、まだ回答がないという感想。</p>	
<p>総合評価落札方式の問題点として、技術点のレベルをみなければいけない。技術点と価格点のバランスの乖離について、その辺のクライテリアというか、尺度を持つておく必要があるのではないか。</p>	<p>案件によって、価格点を下げてやることができるような方向になりつつあるので、考慮の余地があると思う。</p>
<p>クライテリアとして、価格点と技術点の比を単に1対3にする、1対4にするだけでなく、例えば技術点において差が大きく開く場合はどのようにするか、差異も含めた何らかのクライテリアをつくるといった問題意識がある。</p>	

○その他

・少子化と夫婦の生活環境に関する意識調査  
について事務局から説明